

## 外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面) 1/3

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金とは、外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しができないことを条件としている預金です。
- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨定期預金作成時の払込円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は手数料(米ドルの場合1米ドル1円、ユーロの場合1ユーロあたり1.5円、オーストラリアドルの場合1オーストラリアドルあたり2円、ニュージーランドドルの場合1ニュージーランドドルあたり2円)がかかります。お預け入れおよび払い戻しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(払戻時)をそれぞれ適用します。  
したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、米ドルの場合、1米ドルあたり2円)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が外貨定期預金作成時の払込円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

〔商号・住所〕 豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48

〔商品の概要〕

項目	内容
商品名	外貨定期預金
商品の種類	次の2種類です。 (1)自動継続型 満期日に定期預金期間中の税引後利息を元本に加え、継続前の定期預金と同じ月数で自動継続します。 なお、当金庫では元本のみ自動継続は取り扱っておりません。元利金継続型のみとなります。 (2)一般型 自動継続の取扱いはせず、元利金を満期日以降に一括して払い戻します。なお、満期到来以降、元利金外貨を円に交換(以後、円転といいます)して払戻金を受け取る以外に、円転せず外貨のまま定期預金に書替継続することもできます。この場合には、再度預入のための手続きが必要となります。
ご利用いただける方	日本に居住する法人あるいは個人の方。 なお、取引にあたり、円資金の振替用として、当金庫の受付店に流動性円預金口座があることが必要となります。
預入期間	(1)自動継続型(元利金継続型のみ) 3ヵ月(満期日に3ヵ月毎の自動継続をします。) (2)一般型 原則として3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月(自動継続いたしません。継続には都度手続きが必要です。)
取扱通貨	(1)米ドル建て (2)ユーロ建て (3)オーストラリアドル建て (4)ニュージーランドドル建て
手数料および適用相場	お預け入れ・払い戻し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 詳しくは後述〔外貨定期預金のお預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕をご覧ください。
お預け入れ	
1.預入金額	3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000オーストラリアドル、3,000ニュージーランドドル以上。 ただし、キャンペーン期間中は異なる場合がございます。
2.預入単位	1補助通貨単位(セント)まで預入可能。
3.預入方法	預入資金は一括して払い込みいただけます。元金を分割して預入する取扱いはできません。
4.預金開始日	預金開始日は、当金庫の外貨調達の都合により、申込日(成約日)の2営業日後となります。
払い戻し	●元本と定期預金期間中の利息を一括してお支払いします。 ●なお、定期預金の満期到来以降、(1)円転して払戻金をお受け取りになる、あるいは(2)円転せず、当該通貨の外貨普通預金にご入金する、または(3)円転せずに書替継続されるかを選択していただけます。ご選択された場合は預入受付店にご来店いただき、ご選択に応じた手続きを進めていただく必要があります。

利 息	
1.適用利率	(1) 当初の新規預入期間 預金開始日時点の利率を適用します。 (2) 自動継続後の預入期間 継続前預金の満期日時点での利率を適用します。したがって、自動継続型の場合、継続前預金に適用された利率は継続後預金に自動継続されず、当初預入期間以降の適用利率は自動継続の都度、当金庫所定の新たな利率に変更されます。
2.利払方法	(1) 自動継続型 自動継続日に税引後外貨利息を元金に組み入れて継続します。 当金庫では、元本金額のみを継続する取扱は行っておりません。 (2) 一般型 満期以降、解約日に元本と利息を一緒にお支払いします。
3.計算方法	付利単位を1通貨単位とし、1年を360日とする日割計算により行います。
為替予約	満期日の受取円貨額を確定するため、お預け入れ期間中1回に限り、元金金についての為替予約を締結できます。ただし、預入金額の一部に対する為替予約はできません。一度為替予約を締結されますと、取消はできません。為替予約を締結しますとこの預金は自動継続をせずに満期日に解約円転します。
自動継続の中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動継続の中止とは、前もって満期日に自動継続を行わないように変更することです。</li> <li>●自動継続を中止するためには、お客様からの中止のご依頼が必要です。お客様からの中止のご依頼がない限り、当金庫では自動継続いたします。</li> <li>●自動継続の中止依頼には、必ず所定の自動継続中止依頼書をご提出ください。なお、この受付期限は、満期日の3営業日前ですご注意ください。</li> <li>●自動継続を中止した預金につきましては、満期日以降に一般型外貨定期預金と同様の手続きをとっていただくこととなります。 すなわち、お客様には満期到来以降、(1)円転して払戻金をお受け取りになる、(2)円転せず当該通貨の外貨普通預金にご入金する、または(3)円転せずに書替継続されるかを選択していただき、当金庫にて所定の手続きを進めていただく必要があります。</li> <li>●自動継続を中止した場合、満期日から円転あるいは書替日までの利率は、円転あるいは書替日時点での当該通貨建て外貨普通預金利率を適用いたします。</li> </ul>
自動継続型の預金証書について	自動継続型の預金証書は、新規作成時には発行しますが、自動継続後の預金証書の発行はいたしません。
中途解約	原則としてお取り扱いいたしません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて、中途解約する場合、預入日または前回継続日以降解約日までの利率は、解約日における当該通貨の普通預金利率が適用されます。
金利情報の入手方法について	金利は窓口へご照会ください。また、当金庫ホームページ「預金金利のご案内」でもご確認いただけます。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●為替相場の変動具合によっては、お受取円貨額が当初払込円貨額を下回る場合もあります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、1米ドルあたり2円)がかかるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。</li> <li>●外貨預金へのお預け入れや払い戻しは、お客様の意思で行っていただくもので、為替差損が発生しても当金庫は一切の責任を負いません。</li> <li>●外貨預金は、預金保険機構の預金保険の対象外となっています。</li> </ul>
税 金	詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士・税務署にご相談、ご照会くださいますようお願い申し上げます。
1.お利息に対して	お利息に対しては、法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)が課税されます。なお、お利息にマル優は適用されません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加徴収されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
2.為替差益・差損に対して	為替差益に対しては、法人のお客様は総合課税されます。 個人のお客様は課税上の所得区分は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2千万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、その他の黒字の雑所得から控除できますが、他の所得区分との損益通算はできません。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置</li> <li>● 紛争解決措置</li> </ul>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または国際業務部(9時～17時、電話:0565-31-1616)までお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客さまは、当金庫営業日に、上記国際業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫国際業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
---------------------------	--	--

〔外貨定期預金のお預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕

お預け入れ方法		手数料および適用相場	
<p>円現金でのお預け入れ 円預金からのお振替</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用相場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円を外貨にする際(作成時)には、手数料を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用します。</li> <li>・1万外貨以上の取引には、お申込み日(ご成約日)時点での市場実勢相場をもとに当金庫が算出するTTSレートを適用します。</li> <li>・TTSレートには、当金庫所定の為替手数料を含めております。</li> <li>● 為替手数料</li> <li>・米ドル 1米ドルあたり1円</li> <li>・ユーロ 1ユーロあたり1円50銭</li> <li>・オーストラリアドル 1オーストラリアドルあたり2円</li> <li>・ニュージーランドドル 1ニュージーランドドルあたり2円</li> </ul>	
<p>外貨現金でのお預け入れ</p>	<p>取扱いしていません。</p>		
<p>外貨建てT/Cでのお預け入れ</p>	<p>取扱いしていません。</p>		
<p>ご本人の当該通貨建て外貨普通預金からの振替</p>	<p>ご本人の同一外貨建て預金口座間の振替には、手数料はかかりません。</p>		
<p>到着した外貨送金でのお預け入れ</p>	<p>到着した外貨送金を、直接、外貨定期預金へご入金することはできません。この場合は、外貨普通預金へご入金いただき、ご本人の同一通貨建て外貨定期預金へご入金していただくこととなります。到着した外貨送金を外貨普通預金口座へご入金いただく際の手数は、以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被仕向送金手数料:1,500円</li> <li>● 取扱手数料 :送金金額に対して0.05%(最低手数料2,500円)がかかります。</li> </ul>		
払い戻し方法		手数料および適用相場	
<p>円預金への振替</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適用相場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨を円にする際(解約時)には、手数料を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートを適用します。</li> <li>・1万外貨以上の取引には、ご解約時点での市場実勢相場をもとに当金庫が算出するTTBレートを適用します。</li> <li>・TTBレートには、当金庫所定の為替手数料を含めております。</li> <li>● 為替手数料</li> <li>・米ドル 1米ドルあたり1円</li> <li>・ユーロ 1ユーロあたり1円50銭</li> <li>・オーストラリアドル 1オーストラリアドルあたり2円</li> <li>・ニュージーランドドル 1ニュージーランドドルあたり2円</li> </ul>	
<p>外貨現金での払い戻し</p>	<p>取扱いしていません。</p>		
<p>外貨建てT/Cでの払い戻し</p>	<p>取扱いしていません。</p>		
<p>ご本人の当該通貨建て外貨普通預金への振替</p>	<p>ご本人の同一外貨建て預金口座間の振替には、手数料はかかりません。</p>		
<p>外貨でのご送金にご利用</p> <p>1.海外の銀行向けの送金</p> <p>2.国内の銀行向けの送金</p>	<p>外貨定期預金から直接、外貨でのご送金ではできません。この場合は、外貨定期預金をご解約いただき、外貨普通預金へご入金していただくこととなります。その際の外貨でのご送金手数料等は、以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 送金手数料 : 6,500円</li> <li>● 取扱手数料 : 送金金額に対して0.05%(最低手数料2,500円)がかかります。</li> <li>● 送金手数料 : 6,000円</li> <li>● 取扱手数料 : 送金金額に対して0.05%(最低手数料2,500円)がかかります。</li> </ul>		

## 外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面) 2/3

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

### 外貨定期預金のご案内

- 「外貨預金」とは、米ドル ユーロなど外貨建てで行う預金で、お利息も外貨で付利します。  
預入期間:(自動継続でない一般型)原則として3、6、12ヵ月  
(自動継続型)3ヵ月のみ  
預入金額:3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000オーストラリアドル、3,000ニュージーランドドル以上です。  
ただし、キャンペーン期間中は異なる場合がございます。
- お利息について  
外貨預金は自由金利商品です。預け入れ利率は市場の需給によって随時変動します。
- 為替相場について
  - ・外貨預金への預け入れや払い戻しの際に使用される円と外貨の交換レート(為替相場)は、外為市場の需給によって決まる変動相場で随時変動しています。為替相場は1ドル=110.25円と表示します。
  - ・円→外貨に替える場合は:TTS(電信売相場)、外貨→円に替える場合は:TTB(電信買相場)を適用します。
  - ・TTSとTTBには差(米ドルの場合1米ドルあたり2円、ユーロの場合1ユーロあたり3円、オーストラリアドルの場合1オーストラリアドルあたり4円、ニュージーランドドルの場合1ニュージーランドドルあたり4円)がありますので、為替相場が変動しない場合でも、いったん円を外貨に交換し、その外貨を円に戻したときは、差額分のご負担が生じます。

- 相場変動による為替リスクがあります。  
外貨預金の円換算額はその時々為替相場により異なるため、利率がそのまま利回りにはなりません。  
また、為替差損が生じ、満期日の受取円貨額が当初預入円貨額を下回ることもあります。

例えば…1万米ドルで、年利0.10%(税引前)の3ヵ月(90日間)定期の場合

- お預け入れ時の相場(TTS)が1ドル=111.00円と仮定(仲値110.00円)。

お預け時に必要な円貨額は、1,110,000円です。

#### 円安に動いた場合

満期日にTTBが115.00円(仲値116.00円)であれば…

元金円換算額 1,150,000円

- 税引前利息

$(10,000.00\text{ドル} \times 0.10\% \times 90\text{日} \div 360\text{日}) \times 115.00\text{円} = 287\text{円}$

元金合計円貨額 1,150,287円

- “円”ベースでの税引前利回り… 14.719%

$(1,150,287\text{円} - 1,110,000\text{円}) \times 365\text{日} \div 90\text{日} \times 100$

1,110,000円

#### 円高に動いた場合

満期日にTTBが105.00円(仲値106.00円)であれば…

元金円換算額 1,050,000円

- 税引前利息

$(10,000.00\text{ドル} \times 0.10\% \times 90\text{日} \div 360\text{日}) \times 105.00\text{円} = 262\text{円}$

元金合計円貨額 1,050,262円

- “円”ベースでの税引前利回り… -21.826%

$(1,050,262\text{円} - 1,110,000\text{円}) \times 365\text{日} \div 90\text{日} \times 100$

1,110,000円

(元本割れ)

- 税金について  
お利息:法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)が課税されます。  
なお、お利息にマル優は適用されません。  
※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加徴収されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。  
為替差益:法人のお客様は総合課税されます。  
個人のお客様は、課税上の所得区分は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。  
(注:年収2千万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。)  
為替差損:その他の黒字の雑所得から控除できますが、他の所得区分との損益通算はできません。
- 為替予約
  - ・満期日の受取円貨額を確定するため、お預け入れ期間中1回に限り、元利金についての為替予約を締結できます。  
ただし、預入金額の一部に対する為替予約はできません。
  - ・一度、為替予約を締結されると、取消はできません。

#### ●その他の注意事項

- ・外貨預金への預け入れや払い戻しはお客様の意思で行っていただくもので、外貨預金取引において相場変動による為替差損が発生しても、当金庫は一切の責任を負いません。
- ・為替相場の動きは、お客様ご自身で注意していただくようお願い致します。
- ・外貨預金は、預金保険機構の預金保険の対象外となっています。
- ・ご不明な点がございましたら、営業店窓口もしくは 国際業務部(TEL:0565-36-1381)までご照会ください。

# 外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面) 3/3

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

## 為替リスクについての計算例・為替予約について(米ドル)

(作成日の市場気配値による試算、ただし為替予約相場は全くの仮定値です)

作成日: 2022/3/15

### 相場の変化と為替リスクについて見ますと、次のようになります。

5円の円高/円安局面の試算。相場展開次第でこれ以上の差益・差損になる可能性もあります。

#### <外貨預金の作成例>

次のような条件で外貨預金を作成されますと、

外貨預金元本	作成時相場(TTS)	年間(税引前)	期間
US\$ 10,000.00	119.25 円	0.01 %	3ヵ月 (90日間)

預入時の払込円貨額は、

$$\text{US\$ } 10,000.00 \times 119.25 = 1,192,500 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$$

#### A 満期日の相場が預け入れ時より円安になったと仮定した場合、

満期日相場 (TTB)

124.25 円

満期日の元金受取円貨額は、

$$\text{US\$ } 10,000.00 \times 124.25 = 1,242,500 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$$

$$\text{為替差益} \quad 50,000 \text{ 円} \dots \textcircled{2} - \textcircled{1}$$

外貨利息の税引前受取円貨額は、

外貨利息 (元金×年利×日数÷360)

$$\text{US\$ } 0.25 \times 124.25 = 31 \text{ 円}$$

満期日の元利金合計の税引前受取円貨額、

元利金合計

$$\text{US\$ } 10,000.25 \times 124.25 = 1,242,531 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$$

$$\text{差し引き損益} \quad 50,031 \text{ 円} \dots \textcircled{3} - \textcircled{1}$$

#### B 満期日の相場が預け入れ時より円高になったと仮定した場合、

満期日相場 (TTB)

114.25 円

満期日の元金受取円貨額は、

$$\text{US\$ } 10,000.00 \times 114.25 = 1,142,500 \text{ 円} \dots \textcircled{4}$$

$$\text{為替差損} \quad -50,000 \text{ 円} \dots \textcircled{4} - \textcircled{1}$$

外貨利息の税引前受取円貨額は、

外貨利息 (元金×年利×日数÷360)

$$\text{US\$ } 0.25 \times 114.25 = 28 \text{ 円}$$

満期日の元利金合計の税引前受取円貨額、

元利金合計

$$\text{US\$ } 10,000.25 \times 114.25 = 1,142,528 \text{ 円} \dots \textcircled{5}$$

$$\text{差し引き損益} \quad -49,972 \text{ 円} \dots \textcircled{5} - \textcircled{1}$$

※上記のように計算される利息に対しては、利子所得税が課税されます。

### 満期日の為替予約を締結し為替リスクを回避する場合の計算例

#### 1 為替予約相場と直物相場との関係

市場での米ドル金利と円金利の間で、米ドル金利の方が高い場合は、為替相場のスワップ幅(直物対比の先物加減率)は先行きドル安(ディスカウント体系)になっています。

<作成日現在のスワップ幅の気配値>

1ヵ月	△	0.06 円
2ヵ月	△	0.11 円
3ヵ月	△	0.16 円
6ヵ月	△	0.37 円
12ヵ月	△	0.74 円

#### 2 為替予約相場は直物相場から上記のスワップ幅を加算して算出されます。

例えば、本日のTTBが 117.25 円のときは、

3ヵ月先の為替予約相場は 117.09 円あたりが目安の相場となります。

満期日の為替予約を結ばれるときは、作成時の受付店にお申し出ください。

※ ①満期日までに作成時の相場より円安の為替相場が予約できると言う保証はありません。

相場の動向によっては為替リスクの回避ができないケースもあります。

②有利な相場が予約できないときは満期日に外貨預金を継続して次の機会を待っていたるか、その予約相場で妥協していただくか、などの選択となります。

#### C 満期日までに為替予約を結んだと仮定した場合、

作成例で示した外貨預金の満期日までの残り期間が 1 ヵ月となったと仮定し、かつその時点で有利な相場の予約ができると仮定した場合、満期日の受取円貨額は次のように計算されます。

TTB相場	119.84 円	← 為替予約の申込をする日の相場
為替予約相場	119.78 円	← 有利と判断し予約した場合(仮定)

満期日の元金受取円貨額は、

$$\text{US\$ } 10,000.00 \times 119.78 = 1,197,800 \text{ 円} \dots \textcircled{6}$$

$$\text{為替差損益} \quad 5,300 \text{ 円} \dots \textcircled{6} - \textcircled{1}$$

外貨利息の税引前受取円貨額は、

外貨利息 (元金×年利×日数÷360)

$$\text{US\$ } 0.25 \times 119.78 = 29 \text{ 円}$$

満期日の元利金合計の税引前受取円貨額、

元利金合計

$$\text{US\$ } 10,000.25 \times 119.78 = 1,197,829 \text{ 円} \dots \textcircled{7}$$

$$\text{差し引き損益} \quad 5,329 \text{ 円} \dots \textcircled{7} - \textcircled{1}$$

※上記のように計算される利息に対しては、利子所得税が課税されます。